

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年4月22日まで縦覧に供する。

平成28年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人三観まちづくりカンパニー

宮武 順一

観音寺市粟井町2802番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、三観地域で暮らす障害者に対して障害福祉サービス等を展開し、障害者の自立した日常生活をサポートするとともに、地域で暮らす高齢者や支援が必要な方々など不特定多数の人々の福祉コミュニティづくりに取り組むことにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。